

令和2年度原子力規制委員会  
第45回会議議事録

令和2年12月16日（水）

原子力規制委員会

令和2年度 原子力規制委員会 第45回会議

令和2年12月16日

10:30～11:45

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則等に係る意見募集の実施について
- 議題2：ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設の規制に関する検討（第3回）
- 議題3：基準地震動の策定に係る審査について
- 議題4：行政文書の管理の状況について（経過報告）

○更田委員長

それでは、これより第45回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は、「国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則等に係る意見募集の実施について」。説明は寺崎保障措置室長から。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

保障措置室の寺崎でございます。

本日は、資料1に基づきまして、国際規制物資の使用等に関する規則、いわゆる「国規則」と呼ばれているものの一部改正案並びにその実施に係る必要な訓令案及び立入検査の実施要領案に係る意見募集の実施について御説明申し上げます。

「1. 概要」でございますが、我が国は、国際約束に基づきIAEA（国際原子力機関）による保障措置を受諾しております。この保障措置活動の一環といたしまして、申告なしに国際規制物資が移動されていないことを確認するために査察用封印や監視装置が用いられております。

令和2年11月4日の第36回原子力規制委員会におきまして、これまで運用で実施してまいりました査察用封印及び監視装置の毀損が発生した場合の事業者から原子力規制委員会への報告に関しまして、その報告ルールの明確化、及び事業者から査察用封印の毀損等の報告を受けた場合に、事業者の再発防止策の実施状況を、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に基づき原子力規制委員会が行う立入検査により確認を行うことなどの対応方針案が了承されております。

この基本方針に基づきまして、今回、二つの改正案及び一つの制定案を作成させていただいております。それぞれの案は、別紙という形で本資料の後ろに付けさせていただいております。それぞれ後ほど補足させていただければと考えております。まずは、本資料にて概要を説明させていただきます。

2. の「（1）国際規制物資の使用等に関する規則の改正案」でございます。

現在の原子炉等規制法には、封印又は取り付けられた装置を正当な理由がなく取り外し又は毀損してはならないという規定がございます。今回の国規則改正では、この法（原子炉等規制法）の規定により取り付けられた査察用封印又は監視措置の管理責任を有する国際規制物資を使用している者が当該査察用封印又は監視装置が正当な理由なく取り外され又は毀損されていることを発見した場合、原子力規制委員会にその旨を直ちに報告し、その状況、原因及び再発防止対策を30日以内に報告しなければならない旨を国規則第7条第29項に定めるものでございます。

なお、査察用封印の中で、紙製の封印がございます。紙製の封印については報告対象から外しております。この理由でございますが、紙封印は査察期間中に査察活動を効率的に行うために一時的かつ簡易的に用いられるものでございます。例えば査察活動中の昼食時などに用いられ、最大でも24時間しか使うことができません。このため、毀損した場合であっても、原則として、査察活動中に必要に応じてIAEAによる追加的な確認により核物質

の転用等の兆候がないことの確認が可能でございます。また、再発防止に関しましては、私ども査察を実施する側の手順の改善により再発防止が図られるものでもあるため、報告対象から除く旨を定めております。

引き続きまして、「(2)『国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について(訓令)』の制定案」でございます。

今、説明させていただきました国規則第7条第29項の改正案でございますが、本年11月の委員会におきましては、具体的な解釈に係る文書を作成するという方針も御了承いただいております。その方針を踏まえまして、このたび査察用封印又は監視装置が取り外され又は毀損されていることを発見した場合に、国規則第7条第29項に基づく報告対象となるか否かについての運用を明確化するために必要な事項を定めたいと考えております。

これに加えまして、現行の国規則第7条第29項には、核燃料物質の事故損失が生じた場合の国際規制物資を使用している者から原子力規制委員会へ報告しなければならない旨、定められております。事故損失とは、日・IAEA保障措置協定(核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定)上、操作上の事故の結果生ずる回復不可能な不測の核燃料物質の損失と規定されてございます。今回の国規則の改正に合わせまして、その事故損失に関する報告対象についても、その運用を明確化するために必要な事項を定めたいと考えてございます。

引き続きまして、3点目でございます。「(3)『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置検査の実施要領』の全部改正案」でございます。

本年11月の原子力規制委員会においては、国際規制物資を使用している者から封印の毀損の発生に関する報告があった場合、規制庁は事業者からの報告の内容及びその評価結果を原子力規制委員会に報告するとともに、事業者の再発防止対策の実施状況については、原子炉等規制法に基づく立入検査により確認するという方針を御了承いただきました。今般、国際規制物資を使用している者に対して封印毀損等の再発防止対策の報告を国規則において義務付けることに伴いまして、再発防止対策の実施状況を原子炉等規制法第68条第1項に基づく立入検査により確認することとするため、所要の手続を要領において定めたいと考えております。

また、これに合わせまして、従来から実施している保障措置に関する立入検査等につきましては、現在まで実施要領はございませんでしたが、こちらにつきましても必要な手続、実施内容等を明確化する観点から、その要領を定めたいと考えております。このため、原子炉等規制法に基づく保障措置検査の実施要領を全部改正する案を作成してございます。

それぞれ、別紙に基づいて補足説明をさせていただきます。

別紙1、通しの4ページ目の別表でございます。現在、国規則第7条第29項には、核燃料物質の事故損失が生じた場合、遅滞なくその状況、その原因及びそれに対して採った措置を原子力規制委員会に報告しなければならないという規定がございます。今回は、この国規則第7条第29項に、封印若しくは監視のために取り付けられた装置が正当な理由なく

取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を直ちに、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を30日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない旨を追加してごさいます。

引き続きまして、通しの6ページ目を御覧いただけますでしょうか。「国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）」の制定案でございませう。

まず、「I 運用の基本的な考え方」でございませう。この報告の義務が適用されるタイミングでございませうが、1.の段落の一番下でございませう。「国際規制物資の移動を監視するために必要な封印若しくは装置が取り付けられた時点から適用される」となっておりませう。つまり、設置途中で設置がうまくいかない場合は対象とならないという考え方です。原子炉等規制法における毀損してはならないという管理義務の規定も同じ時点から適用されることになっておりませう。

2.は報告の内容等に関してでございませう。ここにございませうように、本項に基づき直ちに報告することが必要な内容は、その事案の発見日時、場所、事案の概要及び推定される原因としてございませう。その報告があった場合、原子力規制庁は速やかにIAEAに国際約束に基づき報告するとともに、原子力規制委員会に報告をいたしませう。

また、本項に基づき、発生日から30日以内に報告が必要な内容は、事案の発見日時、場所、事案の詳細、原因分析及び再発防止対策としてございませう。その報告があった場合、原子力規制庁は原因や再発防止対策について評価を行った上で、報告の内容及びその評価結果を委員会に報告するとしてございませう。

引き続きまして、「II 事故損失に関する報告について」でございませう。

特に補足で説明させていただきたい点は、次の通しの7ページ目です。2.に解釈がございませう。①「事故損失」につきましては、先ほど申し上げましたとおり、日IAEA保障措置協定上の規定として、操作上の事故の結果生ずる回復不可能な不測の核燃料物質の損失と規定されております。

②でございませうが、一定の量の核燃料物質の事故損失、協定上はアクシデンタルロスと呼ばれているものでございませうが、（これ）が発生した場合は、国際約束に基づくIAEAへの特別報告が求められており、その一定の量未満の場合は特別報告が求められておりませう。この報告が必要な値については、施設ごとに報告が必要な下限値が異なっておりませう。この点につきましては、（ア）、（イ）でそれぞれ記載しております。

（ア）でございませうが、日IAEA保障措置協定に規定する施設における事故損失の場合は、同協定の補助取極である各施設の施設附属書、「Facility Attachment」と呼ばれているものにおいて特別報告が必要な下限値が個別に定められているため、その値以上の場合は国規則の規定による報告の対象としてございませう。例えば施設附属書では、プルトニウムですと50gといった規定がそれぞれ施設ごとに決められてございませう。

（イ）は、日IAEA保障措置協定に規定する施設外の場所（IAEA保障措置における「施設（原子炉、臨界実験施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場又は独立の

貯蔵施設)」に当たらないものであって、1実効キログラム以下の量の核物質が通常使用される構造物又は場所)、いわゆる「LOF」と呼ばれている場所でございます。この下限値は「LOF Attachment」に記載されておりますが、「LOF Attachment」は全ての事業者に通のため、ここに具体的な数値を記載させていただいております。

引き続きまして、「3. 運用上の留意点」でございます。詳細は割愛させていただきますが、事故損失の定義に基づき、回収可能で分析や測定精度によって説明できる場合や核燃料物質の盗取などの場合は本項の対象とならない旨を規定してございます。

続きまして、8ページ目の「Ⅲ 封印毀損等に関する報告について」でございます。

「2. 解釈」でございますが、「正当な理由」に何が該当するかでございます。原子炉等規制法におきましては、封印又は監視装置を正当な理由なく取り外し、又は毀損してはならないとございます。この「正当な理由」でございますが、8ページ目の2. の①の真ん中ほどにございますが、該当する例としては、IAEA又は原子力規制委員会が必要と判断して取り外した場合、火事、地震等の際の従業員の安全確保、財産保護等の観点からやむを得ない場合、又は取り外し若しくは毀損の原因が自然現象などの不可抗力であり国際規制物資を使用している者の管理責任が問われるものではない場合があると明記してございます。

また、その下に「紙製のものを除く」として、報告対象から除外している理由についても記載されております。こちらは先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

引き続きまして、最後に原子炉等規制法に基づく保障措置に関する立入検査及び保障措置検査の実施要領案でございます。別紙3を飛ばしていただきまして、18ページ目でございます。参考資料2として表を作成してございます。「保障措置に係る検査要領の概要(改正前後の比較表)」を御覧いただけますでしょうか。

今回の保障措置に係る検査の実施要領の整備に関してでございますが、表の赤字及び青字で記載されている検査について、新たに実施要領を整備させていただいております。

まず、保障措置に関する検査でございますが、原子炉等規制法におきましては大きく二つございます。一つは立入検査、もう一つは保障措置検査でございます。いわゆる定型化している通常査察につきましては、原子炉等規制法では保障措置検査と位置付けられており、指定保障措置検査等実施機関(指定機関)においても実施ができる検査とされてございます。また、どちらの検査においてもIAEAと指定機関も含めた国が共同で実施する場合と、国若しくは指定機関が単独で実施する場合がございますので、この表においては四つに分類しております。

元々保障措置に係る検査につきましては、黒字で記載のある三つ目の列でございますが、検査のみ要領で定められておりました。本年2月に原子力規制委員会で決定していただいたものでございます。

一方、本年11月の原子力規制委員会では、国際規制物資を使用している者が原子力規制

委員会に報告する再発防止対策について、その実施状況を立入検査により確認するという方針が決定いたしましたので、その方針に基づく立入検査の実施は赤字で記載しております。今回はこの赤字の活動に加えまして、青字で記載のある検査につきましても必要な手続、実施内容等を明確化する観点から、その要領案を作成させていただきました。

具体的には、上の立入検査のうちIAEAと同時に行うものについては、協定に基づき、IAEAの通告により行う設計情報検認、「DIV」と呼ばれているものや、追加議定書に基づき申告情報を確認する補完的アクセス、「CA」と呼ばれているような保障措置活動がございます。また、IAEAとともに施設に立ち入り、封印や監視装置の取付け、メンテナンスなどの活動についてはIAEAとともに実施する場合も、国で単独で行う場合もございます。また、メンテナンスについては、保障措置検査で行うような場合もございます。

また、国が単独で行う立入検査、上から二つ目の列でございますが、赤字で記載いたしました国際規制物資を使用している者の定める封印の毀損に関する再発防止対策の確認のための立入検査に加えまして、青字にある事業者の計量管理状況の確認や追加議定書に基づく申告内容の確認等の活動がございます。こちらについても今回新たに要領を作成させていただいております。今回、必要な手続、実施内容等を明確化する観点から、赤字の活動に加え青字の保障措置活動についてもその要領案を作成させていただきました。

最後に、19ページ目からはこの実施要領の改正案に関する新旧対照表でございます。タイトルを見ていただきますように、今までの保障措置検査のみの実施要領案に対して、今回、先ほど説明させていただきましたとおり、立入検査等についても加えさせていただきました。さらに19ページ目の下でございますが、新たにこの実施要領で用いられる文言の定義についても追記させていただいております。

21ページ目でございます。「2. 検査等の根拠条項及び場所」については検査ごとに記載してございます。

最後のページに別表がございまして、根拠条項、検査の場所及び内容を整理してございます。

21ページ目の下には、実施者及び実施内容を記載してございます。こちらもそれぞれの検査ごとに別表で整理してございます。

23ページ目でございます。「5. 検査等の実施時期」及び「6. 検査等の実施の通知」につきましても、事業者に事前に通知するという旨、記載してございます。

24ページ目でございます。違反事項の取扱いでございます。法令違反の疑いのある場合は、事実関係を確認し、原子力規制委員会に報告をさせていただく形となります。また、法令違反がなく委員会に報告しない事案であっても、必要に応じ事業者に改善を求めることとしてございます。

最後に25ページ目でございますが、先ほど申しあげました別表がございまして、立入検査等の根拠条項、場所及び実施内容が記載されております。

実施要領の改正案に関しましては以上でございまして、意見募集でございますが、国規

則の先ほどの改正案、別紙1につきましては、行政手続法に基づき意見募集を行いたいと考えております。

また、訓令の制定案、別紙2、及び保障措置検査の実施要領の改正案、別紙3についても任意の意見募集を行いたいと考えてございます。

スケジュールに関しましては、30日間の意見募集の実施後、原子力規制委員会において国規則改正案等の決定を経まして、速やかに公布及び施行したいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

○田中委員

質問ではないのですが、今、説明がありましたように、本年11月4日の原子力規制委員会で基本方針を了承いたしました査察用封印の毀損が発生した場合の報告ルールの明確化、また報告を受けた場合の立入検査での確認の方法について具体的に示したものでございまして、報告ルールについては国規則の改正を行うとともに、運用の明確化のための訓令を新たに制定するというものでありまして、それらの案が今、説明があった別紙1、別紙2に示されてございます。

また、別紙2の中では、紙製封印の扱いについても分かりやすく示しているものと考えまして、適切なものだと思います。

訓令の中では、規則（国規則）の第7条第29項に記載されてございます事故損失の扱いにつきましても示しているというのが特徴かと思しますので、よろしく御審議いただければと思います。

○更田委員長

ほかにありますか。

質問というか確認が2点。通しの8ページを見ると分かりやすいと思いますが、解釈で記されているもので、一つの質問は、①の下から3行目に「毀損の原因が自然現象などの不可抗力であり」という記述があるのですけれども、自然現象が要因だから一律にそれを不可抗力とするというものではないのですよね。この点、いいですか。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

はい。

○更田委員長

自然現象を一律に不可抗力ということはないと。

もう一つは、紙製を除く点なのですから、保障措置に係る検査には、原子力規制庁や核管センター（核物質管理センター）がIAEAの査察に同行するケースと、国独自の検査、原子力規制庁及び核管センターでIAEAが同行しないケースがあると思うのですけれども、この双方において紙製の扱いは同じですか。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長



扱いは同じかと思えます。

○更田委員長

ですから、国が独自に行う査察の場合には、その査察活動中に原子力規制庁が紙製の封印の毀損があった場合でも、それをリカバーできる判断ができるということですね。今の時点ではそういう立て付けになっているということでもいいですか。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

おっしゃるとおりでございます。

○更田委員長

分かりました。

ほかにありますでしょうか。

では、これはこれから意見募集にかけることになるのですが、別紙1～3の国規物（国際規制物資）の使用等に関する規則の一部改正について、意見募集の実施について原子力規制庁の案を了承してよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

それでは、意見募集の実施について、案を了承しますので、手続を進めてください。ありがとうございました。

二つ目の議題は、「ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設の規制に関する検討(第3回)」。3回目になりますけれども、説明は大村審議官から。

○大村長官官房審議官

審議官の大村でございます。

ウラン廃棄物の規制に関する検討、第3回になります。

今回は本年11月4日でございますが、担当部署、研究炉等審査部門がウラン廃棄物の規制の考察を行った資料を用意いたしまして、それを基に御議論いただいたということになります。その際、この考察のペーパー、あと議論を踏まえて、原子力規制委員会として取りまとめる規制の考え方の案を作成すること、それから、それに基づいて規制基準の概況を示すようにという御指示があったということになります。

2.で今回用意いたしました資料について説明しておりますが、3点用意いたしました。後ほど御説明しますが、別紙1として、考察の紙を基に、ウラン廃棄物規制の考え方ということで、原子力規制委員会で御決定いただくことを前提に用意したものがございます。

別紙2は、前回の考察を行いました資料に含まれておりました浅地中処分において考慮すべき評価期間に関する内容を改めて資料として用意いたしました。

別紙3は、先ほどの規制基準の概況を示すようにという指示を受けまして、原子力規制庁として要求事項の案を整理したものでございます。

通しの3ページから、規制の考え方を整理しております。今回は考察用の資料でござい

ましたので、それを原子力規制委員会の取りまとめにふさわしいように編集し直したものでございまして、記載内容はおおむね変更してございません。もちろん用語とか表現ぶりの適正化等、必要なものは行っておりますけれども、内容については変わっていないということであります。

それから、先ほど申しましたように、今回、この資料はウランに関する規制の根幹的な考え方を示すものでありますので、原子力規制委員会のクレジットということで作成をしていただきました。内容につきましては前回と変わっておりませんので、ポイントだけ申し上げます。

通しの7ページにウランについての基本的な防護上の取扱い、位置付けについて書いてございますが、ウランを人工起源核種と同様に取り扱うことが適当であるということ。あと、天然起源核種としての性格を併せ持つことも考慮するということが、防護上の取扱い、位置付けということだと考えております。

それから、通しの9ページに、クリアランスにつきまして、クリアランスを算出するために様々な試算をいたしまして、その結果といたしまして、9ページの中ほどにございますけれども、金属以外のものも対象とした、金属については既にクリアランスレベルを設定しておりますので、金属以外のものも対象としたウランのクリアランスレベルを1 Bq/g、これはクリアランスの対象物についてということでございますが、そのようにするという記載をしてございます。

それから、埋設に関しましては、10ページに結論部分を書いてございますけれども、そもそも第二種廃棄物埋設は規制期間の間におおむね減衰するということが前提でございますが、この減衰をしないわけでございますので、埋設当初から濃度を十分に低い放射能濃度に抑えるということで、ウランを浅地中処分の対象にすることが適当であるということ、10ページの(2)の上の辺りに結論部分を書いてございます。

具体的に、ウランに対する「十分に低い放射能濃度」でございますけれども、11ページの上の方に結論部分を書いてございますが、自然にどの程度あるのかということや、試算をしまして線量の評価をいたしましたわけでございますけれども、そのような結果を踏まえまして、廃棄物埋設地のウランの平均放射能濃度を1 Bq/g程度以下に抑えるということで、取り扱うことができるだろうという記載をしてございます。

1 Bq/gという数字がクリアランスと類似しておりますけれども、これは廃棄物埋設地の平均濃度ということで、1 Bq/gということでございます。

ここまでの、前回の考察ペーパーと内容はほぼ同じでございますが、少し書き加えたものが5.2以降にございます。これは、規制基準の観点から、何か留意すべき点があるかどうかという観点から、少し文章を追記したところがございます。

11ページに「十分に低い放射能濃度」に係る基準と書いてございますが、前回の御議論でもあったように、局所的に非常に高いものが存在するというのは適当ではないだろうということで、基準を策定する際にも、ウラン濃度が著しく高い領域がないように埋設する

ということを規制基準として要求する必要があるのではないかという記載をしてごさいます。具体的な方法につきましては、別紙3の方で書いてごさいますので、そこで説明をいたします。

12ページに(2)、(3)がごさいますけれども、これは線量評価の基準の適用のやや細かな点でごさいますので、これも別紙3の方で言及をしてごさいます。

「5.3 中深度処分におけるウラン廃棄物の取扱い」ということで、中深度処分におきましては、ウランを元々長半減期核種が一定程度含まれるという前提の下に作っております基準でごさいますので、ウランもその1種類として取り扱うことが可能であるという記載をしてごさいます。

以上が別紙1の主なポイントでごさいます。

別紙2ですけれども、先ほど申しましたように、浅地中処分における評価期間についてということ、通しの33ページ以降でごさいますが、これはほぼ前回の考察の資料に含まれているものと同じ資料でごさいます。若干、表現の適正化等は行っておりますが、内容は変わっておりません。

それから、別紙3は、要求事項についてということ、まとめたものでごさいます。まず、クリアランスに関しましては、先ほど申しましたように、金属くずは既にクリアランスレベルが策定されておりましたけれども、これを金属くずに限らず全ての固体状の資材等に広げることが1点目でごさいます。

それから、そのクリアランスレベルにつきましては、先ほど申しましたように、クリアランス対象物について1Bq/gを規定するという。既に金属くずでこの数字が出ておりますので、これを変更しないという形になります。

それから、2.以降に第二種廃棄物埋設について書いてごさいますけれども、まずはウランにつきましては、現行の第二種廃棄物埋設の対象から除外されておりますので、これを取り入れることとなります。

基準につきましては、(2)以降に書いておりますように、浅地中処分につきましては、埋設地中の平均として、ウラン濃度が1Bq/gを超えないことを要求するということとなります。

その前のウラン濃度ですけれども、U(ウラン)-234、U-235、U-238が主な核種ですが、これの合計という形になります。蛇足ですけれども、先ほどのクリアランスのレベルはそれぞれの核種について1Bq/gという形になります。ただ、埋設におきましては合計の濃度という形になろうかと思えます。

あと、先ほど申しましたように、ウラン濃度が著しく高い領域がないということを要求するわけですけれども、具体的にこれを実効あるものにするためには、埋設地も広うごさいますので、一定の範囲を設定してもらって、その平均濃度が一定値を超えないという運用がいいのではないかと考えております。その上限値としては、平均が1Bq/gですので、10Bq/gを超えないという形にするのがよいのではないかと。その一定の範囲は、現在のピッ

ト処分の区画を参考にすると、体積として250～500立米（ $m^3$ ）、面積として50～100平方メートル（ $m^2$ ）の辺りが目安になるのではないかと考えてございます。

具体的には、埋設事業者が廃棄物の受入基準を策定いたしますので、そこで具体的な方法を決めてもらうという形になろうかと思えます。

（3）は評価シナリオにおける基準ですけれども、通常の放射性廃棄物の埋設にウラン廃棄物を足すような場合については、基準の適用を変更する必要はないと考えます。そういうことが（3）と（4）について書いてございますが、特殊な場合として、ウラン廃棄物のみを埋設するというケースがないとも限らないので、その場合は、例えば人為事象シナリオについては必要がないと。つまり、濃度に大きく依存するので、既に濃度を下げておりますので、人為事象シナリオは評価は必要ないであろうと。

（4）にありますように、漏出も、減衰を前提として漏出防止を求めているわけですが、ウランは減衰いたしませんので、漏出防止は求めても意味がないという形になろうかと思えます。

それから、最後に、（5）に評価期間ですけれども、浅地中処分については、先ほどのペーパーにもございましたが、非常に環境の変化が激しい地表でございまして、1000年ぐらいを目安にして、それを越える場合は少し保守的に評価をして、線量基準を著しく超えないことが確認できればそれによしとしていいのではないかという考え方でございます。

以上が資料の添付の説明でございますが、1ページ目に戻っていただきまして、別紙1～3につきまして御議論いただいて、原子力規制委員会の了承が得られましたら、事務局といたしましては、任意の科学的・技術的意見の募集をこの段階で実施してはいかがかなと考えてございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○更田委員長

御意見、御質問はありますか。

○田中委員

今、事務局から説明があったとおりでございまして、本年11月4日の原子力規制庁からの説明及びそのときの議論の主立ったところは先ほど説明がありましたが、埋設処分したときの埋設地平均で1 Bq/gと言いながら、濃度が高いところはどのように避けるのか等々という議論があったと思えます。そのときの議論を踏まえまして、ウラン廃棄物の規制の考え方等について整理したものでございます。

別紙が三つあってややこしいのですけれども、別紙1は原子力規制委員会クレジットでのウラン廃棄物の規制の考え方の案でございます。別紙2と別紙3は原子力規制庁のクレジットでございますが、別紙2は浅地中処分の特に自然事象シナリオについての評価期間について示したものでございます。別紙3は、別紙1のウラン廃棄物の規制の考え方を踏まえて作成した規制基準等における要求事項の案でございまして、これら三つの案の根幹というか基になったところは、本年11月4日の原子力規制委員会での説明、議論と余りほ

とんど変わっていませんので、よろしく御審議いただければと思います。

○更田委員長

ほかにありますか。

伴委員。

○伴委員

既にここで議論したことが反映されていると思いますので、全体としてコメントはないのですが、1点だけ確認したいのが、通しの6ページで「3. ウラン廃棄物の規制におけるウランの取扱い」の3.1の3行目に「一般的な判断基準(the general criteria)」が出てくるのです。さらに、その後、(a)での一般的な判断基準、単数形で「the general criterion」が出てくるのですが、判断基準はこうなっていると言って、そのまた同じものを入れ子になっている構造のところで参照しているような形になっているのですが、これは問題ないのですか。

○青木原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門主任技術研究調査官

研究炉等審査部門の青木です。

この箇所は原文をそのまま仮訳したものですので、原文がこのとおりになっております。原文でも、「一般的な判断基準は」と書かれて、「一般的な判断基準を満たさない」となっています。ですので、ここは事務局の方で変えることはできないのですけれども、単数と複数の違いがあるとはいえ、ちょっと分かりづらい文章であるなどは思っています。

IAEA事務局とかに確認したわけではございませんけれども、私個人の理解としては、(a)の前半部分、「規制上の管理が正当化されないほど十分に低く」の後に、「and」でつながって、「一般的な判断基準を満たさないことにつながる可能性があるシナリオが発生する明らかな見込みがない」という二つのことが書かれているのを「and」でつなげているので、恐らく前半部分が一つのクライテリアであって、前半部分を満たさないことにつながる可能性があるシナリオが発生する明らかな見込みがないということを後半部分で言っていて、これを一つのgeneral criteria（※正しくは、general criterion）と言っている。aとbを合わせて複数形でgeneral criteriaということで頭に書かれているのではないかと理解しております。

そういう理解で正しければ、ここの判断基準の言いたいことは十分理解できるかなと考えています。

○伴委員

何か少々よく分からないのですけれども、取りあえず引用であるということで、そこは了解しました。

○更田委員長

みんな同じところに気が付くのですよ。私もここは無限ループになっていて分からないと言ったら、それでこの括弧の英文が入ったのですけどね。ただ、IAEAがそう書いているということなので、原典も見ましたけれどもやはりこうなものですから、青木調査官の解

釈が一般的かなとは思いますが、原文が定かではないので。

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

通しの11ページの「十分に低い放射能濃度」に係る基準のところ、  
「ウラン濃度が著しく高い領域がないように埋設することを規制基準として要求する」とありますが、具体的な数字をおっしゃったと思うのですけれども、それはどこに書いてあるのですか。

○大村長官官房審議官

審議官の大村でございます。

具体的な数値については、今後策定をする基準の要求事項の中でこういう数値を入れてはいかかなという形で、通しの37ページに一定の上限値、これはもちろん区画を限定するわけですが、そこに10Bq/gと。平均が1Bq/gということなので、恐らく凸凹は生じるという観点からすると、1桁上の10Bq/gという辺りが相場的にはいいのかなということで、これは決めの問題ですので、これでなければならないという数字ではございませんが、10Bq/gを通しの37ページの上の方に書いてございますけれども、こういう案で基準を作っただけはいかかなということを考えているということでございます。

○石渡委員

分かりました。どうもありがとうございました。

○田中委員

今の石渡委員からの質問とも関連して、37ページの三つ目のポツ（○）の受入基準で、「上記の基準に適合」とあるのですが、その辺の関係も説明すると、もう少しこの辺の理解が深まるのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○青木原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門主任技術研究調査官

研究炉等審査部門の青木です。

この37ページ目の上から三つ目のマル（○）で、2行目に「上記の基準」と書かれていますけれども、この基準は、上の二つのマルに書いてある埋設地平均1Bq/gというのと、区画で10Bq/gという二つの基準に適合するように、廃棄体個々の上限というか、濃度の高いところは事業者側が枠の中で決めるということを書いているものです。

○更田委員長

一つの具体的な実施となったときのポイントは37ページの二つ目のマルで、やり方としては、処分をする区画の全体の何割という考え方もありますけれども、一方で規模も様々になるであろうことから、濃淡を捉えるのであれば、具体的な容積や面積を目安にするという考え方をここで。ただ、具体的なものはこれから考える。

もう一つには、例えば処分の場合は、処分されてから確認するわけではないので、実際は。物を入れていくときの確認という形になるので。そういった意味では、仕上がりがこうなるというよりも、むしろこうなるように入れていく、捨てていくというものだと思う

のですが、それは正しいですか。

○大村長官官房審議官

審議官の大村です。

おっしゃるとおりです。端からといいますか、端からでなくてもいいのですけれども、順々に詰めていくという形になると思われまますので、最終的に要求が満たされるように廃棄体を置いていくという考え方だと思います。

○更田委員長

これも単位の捉え方が、運用のときには確認の単位や検認方法が作業の内容を著しく変えてしまうので、それはまず濃淡について要求を今後定めていって、それについて今度は検認の内容について定めていってという、まだ下流側があるのだらうと私は理解をしています。よろしいでしょうか。

ほかにありますか。

これは規則や解釈ではありませんけれども、この時点で考え方について意見募集をしておくことは、今後の規則等を定めていく上でむしろ作業を効率化させるのではないかといいことですし、規則の条文を読まされるよりは、これを読んだ方がはるかに（いい）。これは長いですがけれども、通して読むとそんなに難解なものではないので、むしろ原子力規制庁が作った文書の中では難解ではないと私は思うのですけれども、ですので、意見募集にかけるのに非常にふさわしいと思いますが、この点、いかがでしょうか。

（首肯する委員あり）

○田中委員

私も同感でございます。

○更田委員長

それでは、別紙1～3のウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制の考え方など3件に関する意見募集を実施します。手続を進めてください。

三つ目の議題は、「基準地震動の策定に係る審査について」です。前回（先週）の原子力規制委員会で、基準地震動の策定に係るやり取りがあったわけですがけれども、それについて、実際に審査に当たったメンバーたちで見解を取りまとめるように求めたものです。説明は、地震・津波審査担当の大浅田管理官から。

○大浅田原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門管理官の大浅田です。

資料3に基づき説明いたします。

まず、「1. 基準地震動の策定に係る審査の基本的考え方」ですが、審査では、基準地震動が地震動評価に大きな影響を与えると考えられる不確かさを考慮して適切に策定されていることを、地震学及び地震工学的見地に基づく総合的な観点から判断しています。

この基準地震動の策定過程において用いられる地震モーメントは、経験式を用いて求められることがあります。経験式とは、複雑な自然現象の観測データに基づいて複数の物理

量などの相関を式として表現するものであり、観測データにばらつきが存在するのは当然です。

内陸地殻内地震の地震動評価で一般的に用いられている経験式は、入倉・三宅式です。同式は、震源断層面積と地震モーメントとの関係を一意的に示す経験式であり、強震動予測レシピ、以下、「レシピ」と言いますが、これを構成する関係式の一つです。レシピを用いて地震動評価を行う場合には、レシピに示された関係式及び手順に基づいて行っていることを審査で確認しています。また、その際、レシピに示されていない方法を取る場合には、その方法に十分な科学的根拠を要します。

審査では、入倉・三宅式を用いて地震モーメントを計算する際、式の基となった観測データのばらつきを反映して計算結果に数値を上乗せする方法は用いていません。このような方法はレシピで示された方法ではなく、かつ、このような方法の科学的根拠を承知していないからです。

次のページをお願いします。審査においては、以上のような考え方により、総合的な観点から、基準地震動の妥当性を判断することとしています。

次に、「2. 大飯発電所の基準地震動の策定に係る審査」について説明いたします。

大飯発電所の審査におきましては、基準地震動が、1. に示した基本的考え方に基づき、敷地及び敷地周辺の地域的な特性を踏まえて、地震学及び地震工学的見地に基づく総合的な観点から不確かさを十分に考慮して策定されていることを確認し、妥当なものであると判断しています。

具体的には、震源断層面積の設定に当たっては、「F0-A～F0-B断層」と「熊川断層」との間には、約15kmの離隔があるものの、敷地の前面に位置しており連動させた場合に地震動評価への影響が大きいことなどから、連動を考慮して震源断層の長さを保守的に設定していること、震源断層の上端・下端から求まる震源断層幅も保守的に設定していることを確認しています。入倉・三宅式を適用して求められた「F0-A～F0-B～熊川断層による地震」の地震モーメントは、その結果、十分に保守的なものとなっています。

この地震モーメントを用いた基本ケースの地震動評価においては、地震動評価に大きく影響するアスペリティを断層浅部に設定していること、さらに不確かさケースとして、短周期の地震動レベルを1.5倍としたケース、断層傾斜角の不確かさに伴い地震モーメントが大きくなるケース、断層が敷地の極近傍に位置することを踏まえ不確かさを重畳させたケース等を設定していることなど、各種の不確かさを十分に反映した地震動評価を行っていることを確認しています。

私からの説明は以上です。御審議いただければと思います。

○更田委員長

御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員



先日、石渡委員と更田委員長のやり取りを聞いていまして、やはり言葉の定義というのは大事だなということを感じたところでございます。

本件の説明にもございましたけれども、不確かさとばらつきという、ここはしっかりと定義をしておく必要があるかなと思って、私自身も少し確かめてみたのですけれども、不確かさは計測値のばらつきの程度を数値で定量的に表した尺度であると。不確かさはばらつきの表現であるという定義がされておる文章がございました。

やはりこのような関係するような文章とか言葉で表現する場合には、できるだけ言葉の使用に一貫性がないと誤解が生じる場合があるので、気を付けていただきたいと思っておりますけれども、今回まとめていただいた文章では、先ほど私が述べさせていただいたばらつきや不確かさの定義に一貫性が見られるので、技術的な誤解は招かないかなと思っております。

気になった点が2点あるので教えていただければと思うのですが、まず、1. の一つ目のマルの最後の部分、総合的に判断しているという文言がございますけれども、この意味を具体的に教えていただけますでしょうか。

○大浅田原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波管理官の大浅田でございます。

この意味は、何か全てに対して不確かさを考慮して反映するというのではなくて、当然ながら、地震学及び地震工学的見地、これには地質も含めて、地震や最終的に求められる地震動、地震工学的な見地を個別に全て見るのではなくて、それらが基準地震動を策定する上で、どれが影響するのかということ踏まえて総合的な観点という言葉を使っております。

○山中委員

ということは、定量的に表される様々な不確かさに加えて、そうではない不確かなこと、例えば断層の長さやアスペリティなんかを判断して、様々な観点から保守的に判断をしたという文章だと考えてよろしいでしょうか。

○大浅田原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

そうですね。特に地質学とかになってきますと、当然ながら調査をし尽くすわけですがけれども、若干アンウンなどところもございまして、なかなかそこは定量的に表せないところもある場合もございます。したがって、最終的に基準地震動に大きな影響を与えるものが何なのかということも考慮して、それで何を反映するべきかということを考える上で、総合的という観点を使っております。

○山中委員

分かりました。二つ目は、二つ目の白マル（○）の最後の部分、経験式とはうんぬんを表現するものであり、観測データにばらつきが存在するのは当然であると。この文章は、前後の文章の関係が少しはっきりしないのですけれども。両方、書いていることは正しいと思うのですけれども、むしろ表現する意味というのが、観測データのばらつきの不確かさを表現するためにうんぬんの経験式が用いられているという意味であると考えてよろし

いですかね。

○大浅田原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波管理官の大浅田でございます。

ここで言いたかったことは、単純な自然現象ですと、それはばらつきがなく理論的に1本の線で引けるといふものなのですけれども、別に地震動の分野に限らず、複雑な自然現象の観測データに基づいて作られた経験式というのは、データそのものにはばらつきがあるといふのは当然だといふことをこの文章では表現しております。

○山中委員

ばらつきといふのは、データが一様ではないといふことを示しているのです、当たり前のことを言っているように思ふのですけれども、後ろの部分は削除してもいいような気がしますけれども、あえて付け加えられるのであれば、そういう意味だと解釈します。

○更田委員長

今のやり取りの中で、大浅田管理官の回答の中にも、誤解を呼びやすいとまでは言わななくても、誤解を呼んでも致し方ない部分があるのは、「考慮する」といふ言葉一つにしても、「認識する」といふ意味で使っているケースと、「認識して操作を行う」、要するに「反映させる」といふ使い方をしていふ部分があつて、この点は様々な文書である意味曖昧なのですね。ある値なり判断をしていくときに、それは認識を指しているのか、何らかの行為も含めて指しているのかといふのは、使われる部署によつて、その分野に慣れている人にとつては当然のように分かることであつても、他分野から見たときは分かりにくいところがある。ですから、「考慮する」といふのは、使い方は非常に気を付けなければいけないのかなといふところがあります。

もう一つは、得られる観測記録にばらつきがあるからこそ相関式を使うわけであつて、結局ばらつきといふのは、現象のばらつきと観測によるばらつきがあつて、それらを含めて不確かさ。それは多くの場合は帯状になつていふけれども、帯では複数の物理量との相関を表すことはできないので、そこで相関式といふものが使われる。これは常識ですね。ですから、経験式が用いられていふこと自体、観測データにばらつきがあるといふのは当たり前の話なののですけれども、当たり前のことを書いていふと。念のためなのだろうと思ひます。

もう一つは、レシピの捉え方なのだろうと思ひますけれども。関係式を二つの物理量をつなげるための相関式で、ある相関式を採用していふこと自体、レシピの全体の構成を指していふものと捉えるべきだといふのは一つの主張なのだろうと思ひます。

ほかにありますか。石渡委員、よろしいですか。

○石渡委員

要するに、例えば「ばらつきを考慮する」といふ場合に、どの段階で考慮するかといふことも重要なのですよね。ここで書いてあることは、そういう一切のばらつきとか不確かさといふのは、総合的な観点から、計算が終わつた後で見ると。レシピで計算する途中で

例えば入倉・三宅式を使う場合に、その式を変えてしまうと、これはいろいろと矛盾が起きたり、不適切なことが発生するというので、そういうことはしていないわけですよ。それが3番目のマルで言いたいことの一つなのだろうと思うのですね。

実際に観測データにどれくらいばらつきがあるかとか、それは例えば熊本地震の評価で、原子力規制委員会に報告したような基盤研究グループ（※正しくは、技術基盤グループ）の資料などにはっきりばらつきの範囲が示されておりまして、その影響も一応我々の中では、どの程度のばらつきがあつて、それは結果にどの程度影響するかという個々のパラメータの影響については見ております。

以上です。

○更田委員長

石渡委員の説明に尽きるのだろうと思います。レシピと言われているものの中には、冒頭に、誰が計算しても同じ結果が得られるような標準的な手法を目指して作ったものという一節があつて、（そう）であるので、レシピに入る前に断層長さなどに十分な不確かさを考慮して、ある意味、例えば二つの断層間の途中の距離も離れている部分も算入するなどといった大きな保守性を取つて、そしてレシピで計算を始めると。

レシピで計算している途中には手を加えないで、与えた結果に対して主要なパラメータで短周期レベルを1.5倍にするとか、そういった不確かさを考慮した保守性を加えているということです。

レシピの途中でというのは、入倉・三宅式ではなくて武村式をという主張があつたときにも確認したことですけれども、レシピの途中の段階で手を加えるということは、極端に言えば、結果的にそのレシピを使わないということに相当することなので、それはやっていませんというのが審査チームの見解なのだろうと思います。

よろしいでしょうか。

田中委員。

○田中委員

先ほど山中委員が言われた二つ目のマルの最後の文章は二つのことを書いているような感じがして、うまくこれを切り分けて書いた方が分かりやすいのではないかと思うのですけれども、いかがですかね。

これは、経験式とは表現するものであり、観測データにばらつきが存在するのは当然である。これは、観測データにばらつきがあるのは当然であるということを主として言いたいのか、経験式は表現するものであるということを言いたいのか、両方のことが入っているような感じがするのですけれども。

○石渡委員

よろしいですか。

ここで言いたいのは、確かに観測データにばらつきが存在するのは当然であるというのを後ろへ持ってくると奇妙な感じが確かにするような気がしますね。だから、観測データ

にばらつきが存在するのは当然であって、そのような複雑な自然現象の観測データに基づいて複数の物理量等の相関を式として表現するのが経験式であると、そういうロジックですよね、これは。だから、前後を逆にすればいいのではないかと思うのですけれども。

○田中委員

いいと思います。

○更田委員長

具体的にもう一回、大浅田管理官、言えますか。キャッチできましたか。

○大浅田原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

（1. の二つ目のマルの）2行目から修正案を読み上げさせていただきますと、「経験式の基となった観測データにばらつきが存在するのは当然であり、経験式とは、複雑な自然現象の観測データに基づいて複数の物理量等の相関を式として表現するものである。」。

○更田委員長

「複雑な自然現象」は前へ持っていった方がいいのではないかな。あるいは「複雑な」が必要かどうかは分からないですけれどもね。「自然現象の観測データにばらつきが存在するのは当然であり、経験式とは、観測データに基づいて複数の物理量等の相関を式として表現するものである。」。

○大浅田原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

もう一度読み上げさせていただきますと、「自然現象の観測データにばらつきが存在するのは当然であり、経験式とは、観測データに基づいて複数の物理量等の相関を式として表現するものである。」。

○更田委員長

冒頭に「複雑な」を入れるかどうか。すごく面倒くさいことを言えば、等速運動だとか等加速度運動だと、要するにニュートン力学の世界だと、相対論的のところまで入れれば別ですけれども、日常生活で言ったらば、等速運動や等加速度運動はばらつきはないのだけれども。

○山中委員

それは、スピードを測れば測定値にばらつきはあります。

○更田委員長

だから、計測のばらつきが入ってくるという意味ですけれども、「複雑な」は入れておこうか、冒頭に。どちらがいいですか。

石渡委員、どちらがいいですか。

○石渡委員

入れておいてもいいのではないかという感じはしますけれども。

○更田委員長

扱ってられる対象は複雑な自然現象なので、冒頭に「複雑な」を入れて、「複雑な自然現象の観測データにばらつきが存在するのは当然であり、複数の物理量の相関を式とし

て表現するのが経験式であるでいいのですか。経験式とは、観測データに基づいて複数の物理量等の相関を式として表現するものである。」でいいですか。

伴委員。

○伴委員

基本的にはいいのですけれども、「相関」という言葉でいいのですか。要はコリレーションでいいのですか。

○更田委員長

関数なのだけだな。

○伴委員

結局、私はこれを相関とか経験式というよりも統計モデルだと思っているのですけれども、そうするとそれはアソシエーションを見ている「関連」ないしは「関係」なのかなと。

○更田委員長

実態として議論の対象になっているものがアソシエーションではないかな。統計量としての扱いを求めているというよりは、むしろもっと単純なので、実態上のレシピの中に表れているのは、どちらかというに関数であって、この場合は二つの物理量を1対1の相関に置こうとしているので、ここは相関となっているのだろうと思うのですけれども。

○伴委員

それで誤解なく通じるということであれば、それは構わないです。

○更田委員長

これはレシピの中身そのものだけれどもね。これは語感の問題かな。

石渡委員、その点はいかがですか。

○石渡委員

いや、特に相関で問題はないと思いますが。

○更田委員長

もっと一般に言えば「関係」なのだけれどもね。でも、コリレーション（相関）なのだと思いますけれども、このケースでは。

ほかの点はいかがですか。

今後は、技術的な内容について詳細な説明というのは加えていかなければいけないのですけれども、一つの例ですが、「短周期の地震動レベル」というもの一つにしても、物理量としての説明が極めて難解でありまして、それをうまくどう表現するかということなどは課題だと思いますね。結局、全体の保守性や全体の考慮が一体どのようになされているかというときに、断層の長さ等は直接的に分かりやすいだろうと思いますし、傾斜角の不確かさなどもそうなのですけれども、短周期の地震動レベルを1.5倍というところは、一体何がどうなっているのかというのは、式をずっと追っていかないとなかなか分かりにくいところがあるので、この点はどこかの機会を捉えてとは思いますが。

ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、この文書は「(案)」を取って、原子力規制委員会の見解としたいと思いますが、よろしいでしょうか。先ほどの修正は加えてもらう。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

四つ目の議題は、「行政文書の管理の状況について(経過報告)」です。説明は足立公文書監理官から。

○足立長官官房公文書監理官

原子力規制庁公文書監理官の足立でございます。

資料4に基づきまして、御説明をいたします。

本件は、今年1月15日の原子力規制委員会において行政文書の管理の状況について報告を行った後の進捗について御報告するものでございます。

1. に前回の御報告を書いておりますが、文書管理システム上の登録データが全体で13万件ほどございます。そのうち旧組織から引き継いだデータは約10万1000件がございますが、今後の予定として二つのことをやるという御報告をさせていただいております。

一つ目は、旧組織から引き継いだリストに記録されているものの、対応する現物の存在が確認できていないもの、行政文書ファイル約7,300件を精査するということ。

二つ目が、e-Gov(電子政府の総合窓口)のサイトへ公表済みの行政文書ファイルのうち保管場所を控えていなかったものが約2,100件ありました。これの保管場所を再確認していくという御報告でございました。

次に、今年11月30日時点の進捗状況につきましては、次のページにポンチ絵(図)が描いてございますけれども、こちらを使って御説明を申し上げます。

まず、先ほど約7,300件の精査と申し上げた部分の結果につきましては、右の方の「文書管理システム上登録データ」に示してございますが、左側の旧組織から引き継ぎしたデータが10万1238件。その中で、下の段に書いてございます726件がまだ確認できていないという状況でございます。

2番目に申し上げましたe-Govで公表しているものの保管場所が確認できていないという部分につきましては、左側の絵に描いてございますが、実際、今年3月までに公表されているデータは9万1624件ございますが、そのうちの18件がまだ保管場所が確認できてなくて、再確認をしているところということが本年11月30日時点の結果でございます。

1ページに戻っていただきまして、今後の取組につきましては、今、御説明申し上げました726件の現物の確認、それから、18件の保管場所の再確認について、引き続き精査、確認をしていくということで対応していきたいと考えてございます。

簡単ですが、私からの御報告は以上でございます。

○更田委員長

ありがとうございました。

御質問、御意見はありますか。

進捗状況のところを見ると、前回報告が本年1月15日で今日が12月16日だからほぼ11か月間で、①については約9割終わりました。②については99%終わりました。11か月でこれだけ進行するものなのですね。完了するものに全体の傾向はあったのでしょうか。

○足立長官官房公文書監理官

公文書監理官の足立でございます。

ポイントポイントでいろいろな視点の作業をやってございますが、まず、前回報告した本年1月15日の時点では、登録されているデータに二重登録がないのかという視点で整理をして、各課室に発注をして整理して、数字が一定程度減ってきたということ。それから、探している文書が外部倉庫にあるものはないのかというところで、外部倉庫の全数チェックは業者に発注してお願いしたところなのですが、そこもデータに反映して、数字も一定程度下がったということでございます。それ以降、今年6月以降、もう一度、各課室に発注を出しまして、今までやってきた現物の確認の方法とか二重登録がないかというところでやってきたところ、ここまで数字が減ったというところでございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

伴委員。

○伴委員

今、御説明いただいたのが、精査、確認の中身だと思って、大変な作業はその数文字で片付けられてしまっているというのは、非常に大変なことだと思いますけれども、さらに今後の取組のところで精査、確認を行うと出てくるのですが、今後は何かまた違ったことをやるというプランがあるのでしょうか。

○足立長官官房公文書監理官

公文書監理官の足立でございます。

先ほど説明した作業の中で、今年10月ぐらいだったと思いますけれども、実は行政文書ファイルが複数登録されているのですが、実際、物を見ると、ドッチファイル一つの背表紙の中に複数のものが入っているという例が確認されています。そういう視点でも本庁(原子力規制庁本庁)にある文書については各課室にチェックをしてもらったのですが、実は外部倉庫にあるもののそういうチェックができていないので、1回そういうことをやれば、もう少し数字が減るのではないかという見立てをしてございます。

○更田委員長

よろしいですか。

ほかにありますか。

それで、残りの726件、18件というのは、難しいものが残っていると考えるのか、それとも今までと同様のようなもので、まだ見落とししているみたいな部分があるのか、どちらなのか。

○足立長官官房公文書監理官

公文書監理官の足立でございます。

作業的には、今までは背表紙とデータの突き合わせということをやっていたのが中心でしたが、今度は実際、倉庫からファイルを持ってきて、中身を全てチェックするという事なので、大分難しい作業になってくるかなと思っています。

○更田委員長

それは中身をチェックするというのは、疑わしきを網羅的に見ていくわけ（ですか）。

○足立長官官房公文書監理官

そうです。一応726件、18件のリストは出ていますので、それに近いものをまず倉庫から持ってくることから始めようかと考えてございます。

○更田委員長

726件といっても、726件調べればいいというものではなくて、その726件がどこかに埋まっているからということですよ。

○足立長官官房公文書監理官

おっしゃるとおりです。

○更田委員長

その対象の絞り込みは、当然のことながら検査に係るもの、審査に係るものという分野はあるのだろうけれども、例えばこれだと文書全体は引き継いだものだけでも10万件か、どのくらい絞り込めるものなのですか。

○足立長官官房公文書監理官

公文書監理官の足立でございます。

まだ具体的にどこまで絞り込めるかは、今からしっかりと検討はしなければいけないと思っています。

○更田委員長

しかも、これですね、例えば設工認（設計及び工事の計画の認可）なんかにしても、第何回申請、第何回申請、第何回申請で、それらを全部分けているから、本当のことを言うと、実務上は最後のものがあればいいのですけれども、その途中段階も一つの文書として押さえているので、強烈ですよ、これね。多分、残りの部分が作業としては強烈なのだろうと思います。

ほかに御質問がなければ、本件は御報告いただいたということにしたいと思います。ありがとうございました。

先ほどの地震動の大浅田管理官からの報告ですけれども、仕上がりを作ってもらったので、改めて確認をいただきたいと思っています。（事務局が資料を配付）

石渡委員、どうですか。（1. の）二つ目のマル以外は変わっていないわけですがけれども。

○石渡委員



私はこれで結構だと思います。

○更田委員長

よろしいですか。

(首肯する委員あり)

では、これの案を取って、原子力規制委員会の見解とします。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、ほかに何かありますか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。

ありがとうございました。